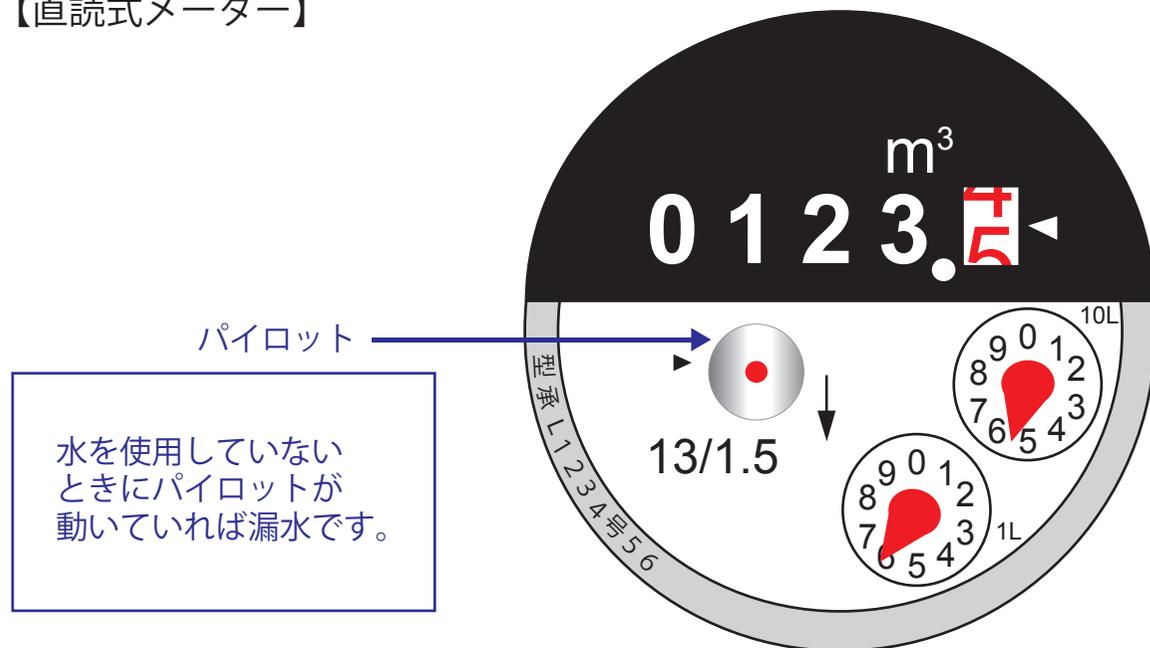


# 漏水の見つけ方

1. 全ての蛇口がしまっている状態で、メーターのパイロット（下図参照）を見て下さい。
2. 止まっていれば、漏水ではありません。動いていれば、どこかで漏水しています。

## 【直読式メーター】



水道メーターは、計量法により8年で交換させていただいております。法定交換費用は役場の負担ですが、各ご家庭で善良なる管理をお願いします。

水道メーターは、料金の基礎となる検針に使用するだけでなく、漏水を発見することもできます。

2ヶ月に一度検針しておりますが、検針時に家庭内等で実際使用されているのか漏水なのかの判断は、難しいところです。

定期的にメーターを確認し、漏水の場合は、長野原町指定給水工事事業者に修理を依頼するようお願い致します。

## 【遠隔式メーター】



※水が漏れている場合、応急処置として、夜間など水をご使用されない際はメーターボックス内のバルブを閉めてください(その間は水が出なくなります)。